

福島かずえです。私は日本共産党宮城県会議員団を代表して、提案されている議案18件中、議第89号、93号、95号、96号、100号の5件に反対し、討論いたします。

まず、第89号議案 令和五年度宮城県一般会計補正予算について述べます。

今回の補正予算には、デジタル技術の活用として、「地域ポイント等導入検討費、4億4690万円」が計上されています。そのうちの3億8千51万円は、女川原発から30キロ圏内の石巻、登米、東松島、涌谷、美里、南三陸、6市町の住民約30万4千人のうち、見込みで4分の1の人が、県が進めている「デジタル身分証」をダウンロードすれば、「地域ポイントアプリ」を利用でき、デジタルポイント5000円分が付与されるというものです。残りは、その事業を担う事務局への委託費等です。ちなみに、女川町(ちょう)分については、当初予算に計上されています。私たちは、以下3点の理由から、この事業について反対です。

第一に、マイナンバーカードとスマホを持っていない人には、このポイントが付与されないことです。ひとり5千円の配布はこの物価高に助かり、地域の小売店等への経済効果もあると思います。しかし、デジタルデバイド、すなわち「インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差から社会的にデバイド(Divide)が起ること」を行政が助長することはやめるべきです。そもそも、これだけ、マイナンバーカードの問題が噴出している時に、マイナンバーカード取得促進を目的とする事業は認められません。

第二に、目的に掲げられている「デジタル身分証アプリのダウンロード促進」ですが、この「デジタル身分証アプリ」について、どのようなシステムで、どのような時に県民が活用できるものなのか、その具体的な説明がありません。また、そのデジタル身分証アプリのセキュリティ対策がどのように行われるのか、本当に使って安全安心なのか、その保障が何も示されていないことです。マイナンバーカードを使い、そのICチップから読み取る氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報そのものが重要な個人情報であり、それらの大事な個人情報がきちんと保護されるのか、極めて心配です。

第三に、「デジタル身分証アプリ」とそれに関連するミニアプリの開発を手がける業者選定に対する疑義です。これらの開発は、昨年8月に会社を設立したばかりのポケットサイン株式会社が行い、現状は事実上の1社独占になっています。

知事は昨年8月に「DX先進県を目指して」のタイトルで行った内外情勢調査会の講演で、今回の地域ポイント等導入事業を示唆しています。デジタル身分証アプリについては、「A社と一緒に開発し」、「この「アプリを柱にしながらDXを進めていきたい」と述べ、「データの管理は現在共同で開発しているA社に委託しようと思っている」とのことです。このA社こそ、ポケットサイン株式会社です。

ポケットサイン株式会社は、今年3月に総務省の「公的個人認証サービスにおけるプラットフォーム事業者」の認証を受け、4月26日には宮城県と「DX推進のための実証事業に関する連携協定」を結びました。この協定に基づいて、今回の地域ポイントのミニアプリはポケットサイン株式会社が無償で開発し、県に提供します。昨年10月に行った原子力防災訓練で使用した「避難支援アプリ」もポケットサイン株式会社が開発しましたが、昨年も「実証事業」ということで県の財政負担はありませんでした。

しかし、今後、「デジタル身分証」や他の付随する関連ミニアプリを具体的に、実用化する際に県が負担する利用料が発生するのか、その金額がいくらになるのか、またポケットサイン株式会社以外の事業者が「デジタル身分証」実用化の入札に参入できるものなのか、どうか1定かでありませぬ。

また、先ほども引用したように、「連携協定」を締結する前から、知事は「デジタル身分証」をポケットサイン株式会社と「一緒に開発し」、「データ管理も委託しよう」と思っている」と発言するほど、県とポケットサイン株式会社との関係は親密になっていました。そのことについても、議会には具体的な説明がありません。「公的個人認証サービス」を扱う国の認可を受けている法人は全国に16社ある中で、なぜ県が公募も行わず、ポケットサイン株式会社だけと「DX推進のための実証事業に関する連携協定」を結んだのか、その理由が明確でなく、他社と比較できる材料や知見は県民にも議会にも提供されておらず、公平性や競争性が担保されていません。

今、「ベンダーロックイン」という、「情報システムなどの中核部分に特定の企業の製品やサービスなどを組み込んだ構成にすることで、他社製品への切り替えが困難になること」が問題になっています。国のシステム調達で競争原理が働いていない実態は会計検査院が2021年5月に公表した調査で明らかにされ、中央官庁が2018年度に実施したシステム調達の73.9%（競争入札による契約件数ベース）が、一社しか入札に参加していない「一社応札」でした。デジタル庁もこれまで実施した調達の6割は「一社応札」となっています。この「ベンダーロックイン」に多くの企業や自治体が陥り、他社システムへの移行ができず、高額な費用の負担を強いられるといったデメリットが指摘されています。県とポケットサイン株式会社との「実証事業に関する連携協定」が、ベンダーロックインにつながり、競争性が働かず、結局、高額な負担になってしまう可能性も否定できません。以上の理由で、「地域ポイント等導入検討費」を含んでいる議89号議案に反対です。

次に、議第93号議案「宮城県県税条例の一部改正条例」は、「日豪円滑化協定」に基づくオーストラリア軍隊への軽油引取税の非課税規定、課税免除規定を定めるものです。そもそも「日豪円滑化協定」は、自衛隊とオーストラリア軍が相手国内で共同訓練をする際の法的な地位などを定め、外国軍との共同の軍事活動を強化するもので、憲法9条に反しています。よって、憲法違反の「日豪円滑化協定」に基づく軽油引取税の課税免除は認められません。

議第95号議案は、原発立地地域における事業税、不動産取得税及び県固定資産税の優遇措置を定める条例を2年間延長するものです。この条例は、女川原発の稼働を前提としたものであり、賛成できません。

議第96号議案「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正条例」は、外国人の生活保護受給者の医療券をマイナンバーカードと一体化するものです。今、マイナ保険証に別人の情報が大量に紐づけられ、情報漏洩が大問題となり、マイナンバーに対する国民の信頼は揺らいでいます。更に、生活保護の医療券をマイナンバーカードと一体化することは認められませんので反対です。

議題100号「公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」は、道路交通法の一部を改正する法律によって、電動キックボードが7月1日から、従来の道交法では義務であった運転免許取得が規制緩和され、16才以上は免許不用になった事に伴い、違反者の講習制度を新たに設け、手数料を定めるものです。

電動キックボードは、普及に伴い、禁じられていた歩道の走行、一方通行の逆走などによる衝突や接触などの重大事故が急増し、脳損傷などの深刻な被害も生じています。それなのに、歩行者と接触リスクの高い歩道での走行を合法化したり、違反を繰り返す人に運転をさせない仕組みである免許制度の対象外にする事は、事故やトラブル増加を助長することになります。条例に示されている「違反者の講習制度」の実効性も定かではありません。

海外では安全性確保のため規制が強化されているのに、逆行する規制緩和に基づく手数料条例の一部改正は認められません。もともとの免許制度を復活させることやヘルメットの着用義務などの安全性確保を日本政府に求めるべきと指摘して反対いたします。

以上、討論いたします。